

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第6回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年8月13日（木） 12時57分～17時05分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 少し早いですが、ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第6回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第が1枚、以上です。

【部会長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【係 長】 委員の出席状況を報告します。本日は委員の皆様全員に出席をいただいております。定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲載しました結果、5名の傍聴希望者であり、本日は3名の方が傍聴されますので、併せてご報告をいたします。

【部会長】 前回の第5回専門部会では、労働者側引上額62円、使用者側引上額51円と労使双方の金額の提示がありましたが、金額に11円の開きがあるなど、

いくつか更なる議論を行う必要があることから、今回の専門部会に持ち越すことになっておりました。まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けて何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「ありません。」）

【部会長】 ないようであれば休会といたします。委員の方々は各々別室にてお話しください。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

（休 会）

（再 開）

【部会長】 会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額を提示いただき、労働者側がプラス 6 1 円、使用者側はプラス 5 4 円の提示があり、現時点では、なお労使双方の主張に開きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き第 7 回の専門部会において金額の審議を行いたいと思います。

【部会長】 会議次第の 3 番目のその他ですが、委員の皆様、何かありますか。

（「ありません。」）

【部会長】 事務局から何かありますか。

【係 長】 次回の開催日程について確認いたします。次回は明日 8 月 1 4 日の金曜日、9 時 3 0 分の開催を予定しておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」)

【部会長】 それでは次回第7回専門部会は8月14日の9時30分から開催します。

次回専門部会は公開とし、議事録も公開とします。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。